3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの並びに総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 C に準ずるものとする。

b　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 10 年度の国庫補助制度の見直しに伴い重点化単独分とされた事業、公害防止計画に基づき実施される事業（平成 14 年度から平成 22 年度までの各年度において実施した事業に限る。）、ごみ焼却施設の整備事業（ごみ処理広域化計画に基づき実施される事業で一日の処理能力が 100 トンに満たない施設を対象とするものに限る。）並びにごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及びコミュニティ・プラントにおける改良事業のうち総事業費が 1 億 5 千万円以上の事業に係る経費に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの並びに総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 C に準ずるものとする。

J_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0468
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0468

J_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0414
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0455

J_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0418
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0453

の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの並びに総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、C に準ずるものとする。

b　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 10 年度の国庫補助制度の見直しに伴い重点化単独分とされた事業、公害防止計画に基づき実施される事業（平成 14 年度から平成 22 年度までの各年度において実施した事業に限る。）、ごみ焼却施設の整備事業（ごみ処理広域化計画に基づき実施される事業で一日の処理能力が 100 トンに満たない施設を対象とするものに限る。）並びにごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及びコミュニティ・プラントにおける改良事業のうち総事業費が 1 億 5 千万円以上の事業に係る経費に充てるため平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの並びに総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、C に準ずるものとする。

J_{16} ＝ 0.0452

J_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0468
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0468

J_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0415
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0457

J_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0418
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0454